

技術提案・交渉方式の運用ガイドラインの改正 ～施工者が関与するフロントローディングの効率化～

1. はじめに

平成26年6月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の改正により、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式（以下「技術提案・交渉方式」という。）」が新たに規定されました。令和2年5月現在、国土交通省は15工事に技術提案・交渉方式を適用し、そのうち、施工者が設計を行う設計交渉・施工タイプ(図-1)が3件、施工者が設計への技術協力を行う技術協力・施工タイプ(図-2)が12件となっています。

技術提案・交渉方式は、施工者が設計段階から関与するフロントローディングにより、工期の短縮や工事契約後の手戻りの回避等、工事が円滑に進む効果が期待できます。一方で、工事契約前の設計業務及び技術協力業務においては、適用の経験が少ないことや、仕様や条件の精度を高めるための調査・設計・価格交渉等のプロセスが加わることで工事契約締結までの受発注者双方の負担が大きくなりやすいことが、一層の適用拡大を図る上での課題となっています。

国総研社会資本マネジメント研究室は、技術提案・交渉方式の適用支援やフォローアップを通じて知見を蓄積し、後続事例の手续や「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に知見を速や

かに反映させています。本稿では、令和2年1月に改正されたガイドライン（以下「新ガイドライン」という。）に反映された設計業務及び技術協力業務の効率化手法を紹介します。

2. 主な改正内容

2.1 適用検討の早期化と的確な準備

技術提案・交渉方式は、平成26年6月の品確法改正により新たに規定された方式のため、技術提案・交渉方式を適用した工事の多くで、発注者は公告前の予備設計等の段階に、通常的设计・施工分離発注の考え方で、確定的な仕様や前提条件で準備をしていました。その結果、予備設計と異なる施工者の提案を検証しながら設計に反映するのに時間を要したことが課題となりました。技術提案・交渉方式は、提案の自由度に応じた幅を持った検討が必要となる一方、技術提案のみで優先交渉権者を選定するため、価格競争（積算）に必要な細かな設計の必要はありません。そのため、新ガイドラインでは、計画、調査、予備設計等の早い段階から技術提案・交渉方式の適用を検討することの重要性を示し、技術提案・交渉方式を適用する工事の特性に応じた的確な準備ができるよう配慮しました。

2.2 設計業務及び技術協力業務の期間の設定

旧ガイドライン（平成29年12月）では、工事の特性（緊急度、規模等）に応じた手続フローがなく、災害復旧工事や小規模な補修工事では、手続期間が長くなり適用しづらいことが課題となっていました。そのため、新ガイドラインでは、工事の特性を踏まえた、設計業務及び技術協力業務の期間の設定例を示しました（表-1）。これにより、災害復旧工事や小規模な補修工事において、自由度の高い提案や実績の少ない技術の活用よりも、確実な施工のための設計の確認や不確定要素への対処方法の確認が重視される場合に、効率的に手続が行えるようになりました。

2.3 設計業務及び技術協力業務の手順と分担

技術提案・交渉方式を適用した工事において、

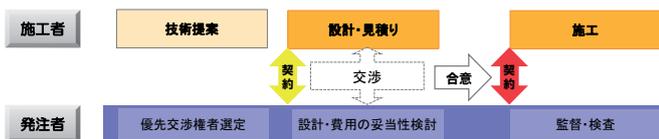


図-1 設計交渉・施工タイプのフロー

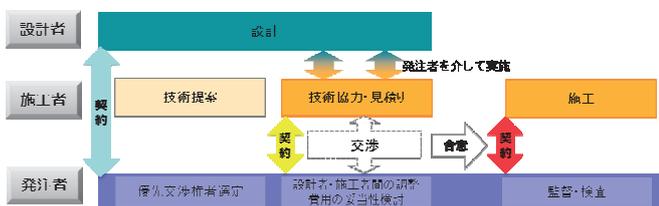


図-2 技術協力・施工タイプのフロー

表-1 工事特性に応じた設計業務及び技術協力業務期間の設定例

条件	種類	工事特性			技術協力期間の設定例
		緊急度	提案の自由度	適用技術の実績※	
平常時	新設	【標準】 十分な技術協力期間を確保できる	【高】構造形式、工法等の変更を伴う	限定的	12ヶ月程度又は12ヶ月以上
			【低】確実な施工のための照査、不確定要素への対処が中心	限定的	6~12ヶ月程度
		【緊急】 早期供用が求められる	【高】構造形式、工法等の変更を伴う	十分ある	6~12ヶ月程度
	既設(修繕)	【標準】 十分な技術協力期間を確保できる	【低】確実な施工のための照査、不確定要素への対処が中心	十分ある	5~8ヶ月程度
			【高】不可視部等の不確定要素が多い、高度な工法を適用	限定的	4~6ヶ月程度
		【緊急】 早期供用が求められる	【高】不可視部等の不確定要素が多い、高度な工法を適用	十分ある	6~12ヶ月程度
災害時	新設(代替ルート)	【緊急】 早期供用が求められる	【高】調査・設計が進んでいない、高度な工法を適用	十分ある	5~8ヶ月程度
			【低】確実な施工のための不確定要素への対処が中心	十分ある	3~6ヶ月程度
		【高】調査・設計が進んでいない、高度な工法を適用	十分ある	6~12ヶ月程度	
	既設(修繕)	【標準】 十分な技術協力期間を確保できる	【低】確実な施工のための照査、不確定要素への対処が中心	十分ある	5~8ヶ月程度
			【高】調査・設計が進んでいない、高度な工法を適用	十分ある	3~6ヶ月程度
		【緊急】 早期供用が求められる	【低】確実な施工のための不確定要素への対処が中心	十分ある	5~8ヶ月程度

表-2 設計業務及び技術協力業務の実施項目

旧ガイドライン	新ガイドライン
<ul style="list-style-type: none"> 優先交渉権者の技術提案 設計の実施 工事費用の管理 事業工程の管理 三者間の協議 	<ul style="list-style-type: none"> 前提条件及び不確定要素の整理 優先交渉権者の技術提案の適用可否の検討 追加調査 地元及び関係行政機関との協議 学識経験者への意見聴取 設計の実施 工事費用の管理 事業工程の管理 三者間の協議

発注者、施工者、設計者から技術協力業務を何から着手したらよいかわかりづらい、その結果、それぞれの行動が受け身となり、円滑な情報交換を行うことが難しかったという意見がありました。

そのため、新ガイドラインでは、設計業務及び技術協力業務の初期段階で、前提条件や不確定要素の整理を行うこととし、必要に応じて、追加調査、協議、学識者意見聴取を行う表-2の実施項目を示しました。また、設計業務及び技術協力業務における意思決定は、予算や対外説明と密接に関わるため、発注者が柱となり、提案の採否や、追加調査等の必要性について、速やかに判断、指示を出しながら、発注者、設計者、施工者がパートナーシップを組み、お互いの情報・知識・経験を融合させることの重要性を示しました。

2.4 施工者の独自技術の活用

技術提案・交渉方式を適用した工事において、施工者の独自技術を設計に反映するにあたり、複数案の比較の実施や、施工者の工場設備に対応した取付金具の位置等の構造詳細に至るまで設計に反映した

ことが、発注者や設計者の負担となりました。

そのため、新ガイドラインでは、施工者独自の技術・体制・設備を前提に仕様を決められることや、工事費用に影響を与えない軽微な事項は、発注者、施工者、設計者が協議の上、書面で合意し、施工に関する承諾事項として、施工者が修正できることを留意点として示しました。

2.5 技術協力業務の履行範囲の設定

技術提案・交渉方式を適用した

工事において、近隣の取付道路や、占用物移設工事等の工程を施工者が発注者を介して確認する例が多くあり、関連工事の影響による遅延リスクの回避に有効だったという意見がありました。そのため、新ガイドラインでは、設計、技術協力、工事の履行範囲が必ずしも同一である必要はなく、技術協力業務の履行範囲は、施工対象の工事以外に、密接に関係する近隣工事を含めて設定できることを示しました。これにより、技術提案・交渉方式を適用した場合に、調査・設計業務への技術協力、地元及び関係行政機関との協議支援に限らず、近隣工事を含む工程管理等、事業促進PPPと同様の事業上流段階からのマネジメントが実施できることとなりました。特に、橋梁・トンネル・地すべり箇所等の主要な対象物が明確な災害復旧工事に、技術提案・交渉方式の適用性が広がることが期待されます。

3. まとめ

ガイドライン改正により、技術提案・交渉方式が効率的に実施でき、一層の適用拡大が進む効果が期待されます。当研究室では、技術提案・交渉方式の適用支援と適用状況のフォローアップを継続し、更なる改善に向けて研究を継続していきます。

参考文献

- 1) 国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン、国土交通省、2020.1

国土交通省国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センター
 社会資本マネジメント研究室 主任研究官 光谷友樹
 〃 研究官 井星雄貴
 社会資本マネジメント研究室長 中洲啓太